区分
Ｄ０２６　検体検査判断料
１　尿・糞便等検査判断料　34点
２　血液学的検査判断料　125点
３　生化学的検査(Ⅰ)判断料　144点
４　生化学的検査(Ⅱ)判断料　144点
５　免疫学的検査判断料　144点
６　微生物学的検査判断料　150点
注１　検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月１回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号Ｄ０２７に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。
２　注１の規定にかかわらず、区分番号Ｄ０００に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。
３　検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)及び検体検査管理加算(Ⅳ)については入院中の患者に限る。）１人につき月１回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。
イ　検体検査管理加算(Ⅰ)　40点
ロ　検体検査管理加算(Ⅱ)　100点
ハ　検体検査管理加算(Ⅲ)　300点
ニ　検体検査管理加算(Ⅳ)　500点
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。
５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｄ００６－４に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者１人につき月１回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
６　区分番号Ｄ００５の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、240点を所定点数に加算する。
７　区分番号Ｄ０１５の17に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は24に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。
Ｄ０２７　基本的検体検査判断料　604点
注１　特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(Ⅰ)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定できるものとする。
２　区分番号Ｄ０２６に掲げる検体検査判断料の注３本文及び注４に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者１人につき月１回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第２節　削除

第３節　生体検査料

通則
１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。
イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注１に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　経皮的酸素ガス分圧測定
チ　深部体温計による深部体温測定
リ　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
ヌ　脳波検査の注２に掲げるもの
ル　脳波検査判断料
ヲ　神経・筋検査判断料
ワ　ラジオアイソトープ検査判断料
カ　内視鏡検査の通則第３号に掲げるもの
ヨ　超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
タ　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法
２　３歳以上６歳未満の幼児に対して区分番号Ｄ２００からＤ２４２までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。
イ　呼吸機能検査等判断料
ロ　心臓カテーテル法による諸検査
ハ　心電図検査の注に掲げるもの
ニ　負荷心電図検査の注１に掲げるもの
ホ　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
ヘ　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
ト　経皮的酸素ガス分圧測定
チ　深部体温計による深部体温測定
リ　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察
ヌ　脳波検査の注２に掲げるもの
ル　脳波検査判断料
ヲ　神経・筋検査判断料

区分
（呼吸循環機能検査等）

通則
１　区分番号Ｄ２００からＤ２０４までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号Ｄ２０５に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分